

平成 28 年 9 月 26 日

各 位

一般社団法人全国銀行協会

**インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について  
(平成 28 年 8 月発生分 : 速報値)**

一般社団法人全国銀行協会(会長: 國部 賀 三井住友銀行頭取)は、正会員・準会員・特例会員(190 行)を対象として、平成 28 年 8 月に発生した「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額」に関するアンケートを実施し、今般、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

(単位: 件、百万円)

| 時期          | 個人顧客 |     | 法人顧客 |    |
|-------------|------|-----|------|----|
|             | 件数   | 金額  | 件数   | 金額 |
| 平成 28 年 4 月 | 133  | 115 | 19   | 26 |
| 5 月         | 29   | 29  | 0    | 0  |
| 6 月         | 24   | 13  | 1    | 2  |
| 7 月         | 24   | 40  | 4    | 59 |
| 8 月         | 36   | 34  | 0    | 0  |
| 9 月         |      |     |      |    |
| 10 月        |      |     |      |    |
| 11 月        |      |     |      |    |
| 12 月        |      |     |      |    |
| 平成 29 年 1 月 |      |     |      |    |
| 2 月         |      |     |      |    |
| 3 月         |      |     |      |    |

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすぐに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

(注 4) 本アンケート結果は速報値です。確定値は、四半期ごとに公表している「盜難通帳、インターネット・バンキング、盜難・偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果および口座不正利用に関するアンケート結果」の別紙 2 をご参照ください。

以 上

【本件照会先】コンプライアンス部金融犯罪対策室 藪田、刀根 Tel03-5252-4147